

第1表

## 民間企業における障害者の雇用状況

(神奈川県内)

(平成21年6月1日現在)

区 分	企業数	常用労働者数	障害者数	実雇用率 ÷ × 100	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 達成企業の 割合
一般の民間企業	企業 3,376	人 848,438	人 13,323.5	% 1.57	企業 1,468	% 43.5
[1.8%]	(3,371)	(851,023)	(12,707.5)	(1.49)	(1,449)	(43.0)
特殊法人等	法人 19	人 24,971	人 537	% 2.15	法人 15	% 78.9
[2.1%]	(20)	(25,067)	(531)	(2.12)	(16)	(80.0)

注 1 常用労働者とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ( )内は平成20年6月1日現在の数値である。

第2表

## 一般の民間企業における規模別障害者の状況

(神奈川県内)

(平成21年6月1日現在)

区 分	企業数	常用労働者数	障害者数	実雇用率 ÷ × 100	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 達成企業の 割合
56~99人	企業 1,275 (1,246)	人 93,567.0 (92,075)	人 1,396.5 (1,348.0)	% 1.49 (1.46)	企業 551 (535)	% 43.2 (42.9)
100~299	1,469 (1,509)	218,226.0 (224,745)	2,743.5 (2,846.5)	1.26 (1.27)	637 (658)	43.4 (43.6)
300~499	294 (283)	102,311.0 (99,377)	1,472.5 (1,375.5)	1.44 (1.38)	133 (117)	45.2 (41.3)
500~999	193 (196)	120,430.0 (123,444)	1,921.5 (1,833.0)	1.60 (1.48)	77 (78)	39.9 (39.8)
1,000人以上	145 (137)	313,904.0 (311,382)	5,789.5 (5,304.5)	1.84 (1.70)	70 (61)	48.3 (44.5)
規模計	3,376 (3,371)	848,438 (851,023)	13,323.5 (12,707.5)	1.57 (1.49)	1,468 (1,449)	43.5 (43.0)

注 第1表の注1~3と同じである。

第3表 一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

(神奈川県内)

(平成21年6月1日現在)

区 分	企業数	常用労働者数	障害者数	実雇用率 ÷ × 100	法定雇用率達成企業数	法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	人	%	企業	%
建設業	84 (86)	15,198 (16,629)	236.0 (229.0)	1.55 (1.38)	30 (31)	35.7 (36.0)
製造業	1,005 (1,024)	306,676 (324,934)	5,364.0 (5,370.0)	1.75 (1.65)	495 (506)	49.3 (49.4)
情報通信業	224 (220)	65,598 (62,751)	830.5 (793.5)	1.27 (1.26)	51 (50)	22.8 (22.7)
運輸業、郵便業	304 (308)	50,554 (51,096)	885.5 (872.5)	1.75 (1.71)	168 (166)	55.3 (53.9)
卸売・小売業	459 (478)	127,277 (125,994)	1,804.0 (1,680.0)	1.42 (1.33)	162 (166)	35.3 (34.7)
金融・保険業	28 (28)	15,238 (15,273)	239.5 (231.5)	1.57 (1.52)	15 (11)	53.6 (39.3)
不動産業、物品賃貸業	48 (53)	8,081 (9,404)	77.0 (81.0)	0.95 (0.86)	13 (11)	27.1 (20.8)
学術研究、専門・技術サービス業	119 (109)	33,561 (26,408)	490.0 (352.0)	1.46 (1.33)	48 (42)	40.3 (38.5)
宿泊業、飲食サービス業	93 (85)	16,536 (15,127)	199.5 (168.5)	1.21 (1.11)	36 (28)	38.7 (32.9)
生活関連サービス業、娯楽業	124 (112)	19,763 (16,518)	281.5 (258.0)	1.42 (1.56)	43 (40)	34.7 (35.7)
教育・学習支援業	100 (97)	15,375 (14,830)	146.0 (132.0)	0.95 (0.89)	35 (32)	35.0 (33.0)
医療・福祉業	431 (399)	74,803 (66,720)	1,311.5 (1,119.5)	1.75 (1.68)	222 (206)	51.5 (51.6)
複合サービス業	17 (17)	8,599 (8,452)	135.0 (126.5)	1.57 (1.50)	5 (4)	29.4 (23.5)
サービス業	331 (346)	89,915 (95,846)	1,309.5 (1,276.5)	1.46 (1.33)	140 (150)	42.3 (43.4)
その他	9 (9)	1,264 (1,041)	14.0 (17.0)	1.11 (1.63)	5 (7)	55.6 (77.8)
産業計	3,376 (3,371)	848,438 (851,023)	13,324 (12,707.5)	1.57 (1.49)	1,468 (1,449)	43.5 (43.0)

注 第1表の注1～3と同じである。

第4表

## 障害種別雇用状況

(平成21年6月1日現在)

区分	障害者の数	身体障害者の数				知的障害者の数				精神障害者の数		
		A.重度身体障害者	B.重度以外の身体障害者	C.重度身体障害者である短時間労働者	D.計 A×2+B+C	A.重度知的障害者	B.重度以外の知的障害者	C.重度知的障害者である短時間労働者	D.計 A×2+B+C	A.精神障害者	B.精神障害者である短時間労働者	C.計 A+B×0.5
一般の民間企業 (1.8%)	13,323.5人 (12,707.5)	3,132人 (2,999)	3,964人 (3,854)	214人 (177)	10,442人 (10,029)	409人 (402)	1,563人 (1,445)	54人 (72)	2,435人 (2,321)	398人 (321)	97人 (73)	446.5人 (357.5)

- 注 1 欄の「障害者の数」とは、D、D、Cの計である。  
 2 A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、D欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。  
 3 B欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、C欄を算出するに当たり0.5カウントを行っている。  
 4 A、B欄及び のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、 のC欄及び のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。  
 5 ( )内は平成20年6月1日現在の数値である。  
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第5表

## 実雇用率等全国対比

一般の民間企業における障害者の雇用状況(法定雇用率:1.8%)

(平成21年6月1日現在)

	神奈川県		全 国	
実 雇 用 率		%		%
	1.57	(1.49)	1.63	(1.59)
(参考)事業所所在地集計	1.75	(1.71)	1.63	(1.59)
障害者の数	13,323.5	(12,707.5)	332,811.5	(325,603.0)
常用労働者数	848,438	(851,023)	20,441,198	(20,499,012)
雇用率達成企業割合	43.5	(43.0)	45.5	(44.9)
報告企業数	3,376	(3,371)	72,328	(73,042)

注 第1表と同じ。

(資料出所 厚生労働省職業安定局集計)

## 第6表 地方公共団体における障害者の在職状況

### (1) 法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体

(神奈川県内)

(平成21年6月1日現在)

区 分	機関の数	職員数	障害者数	実雇用率 ÷ × 100 %	法定雇用 率達成機 関数	法定雇用 率達成機 関の割合
県の機関	機関 5	人 10,844	人 340	% 3.14	機関 5	% 100.0
	(5)	(12,431)	(371.0)	(2.98)	(5)	(100.0)
市町村の機関	34	66,523	1,580.5	2.38	28	82.4
	(34)	(66,517)	(1,583.0)	(2.38)	(25)	(73.5)
合 計	39	77,367	1,920.5	2.48	33	84.6
	(39)	(78,948)	(1,954.0)	(2.48)	(30)	(76.9)

### (2) 法定雇用率2.0%が適用される県等の教育委員会

(神奈川県内)

(平成21年6月1日現在)

区 分	機関の数	職員数	障害者数	実雇用率 ÷ × 100 %	法定雇用 率達成機 関数	法定雇用 率達成機 関の割合
教育委員会	機関 1	人 19,677	人 342	% 1.74	機関 0	% 0.0
	(1)	(22,950)	(334)	(1.46)	(0)	(0.0)

注 1 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

2 法定雇用率2.0%が適用される機関とは都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

3 法定雇用率2.1%が適用される機関とは上記2以外の機関である。

4 ( )内は平成20年6月1日現在の数値である。

## 民間企業における障害者の雇用状況

年度	企業数	法定常用労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業割合(%)
平成15年	2,776	685,629	9,609	1.40	40.1
平成16年	2,964	729,533	9,912	1.36	40.2
平成17年	3,121	748,200	10,224	1.37	39.6
平成18年	3,188	782,220	11,004	1.41	41.0
平成19年	3,251	820,416	11,896.5	1.45	41.2
平成20年	3,371	851,023	12,707.5	1.49	43.0
平成21年	3,376	848,438	13,323.5	1.57	43.5

